

岐阜県公報

第二千七百四十六号
平成二十八年五月十三日

(金曜日)

目次

告示

包括外部監査契約の締結

軽油引取税に係る特約業者の指定取消し

道路の区域変更

道路の供用開始

土砂災害警戒区域の指定解除

土砂災害特別警戒区域の指定解除

土砂災害特別警戒区域の指定

土砂災害警戒区域の指定解除

土砂災害特別警戒区域の指定解除

土砂災害警戒区域の指定解除

公示

指定管理者の変更の届出に関する公示

平成二十八年年度狩猟免許試験の実施

平成二十八年年度狩猟免許の更新のための試験及び講習の実施

登録販売者試験の実施

平成二十八年年度製菓衛生試験の実施

市街地再開発組合の事業計画の変更認可

建築基準法に規定する用途地域の指定のない区域内で定める事項の区域区分の変更案の縦覧

土地改良区役員の退任及び就任

(行政管理課) 三〇三

(税務課) 三〇三

(道路維持課) 三〇四

(同) 三〇四

(砂防課) 三〇四

(同) 三〇四

(同) 三〇六

(同) 三〇七

(同) 三〇七

(同) 三〇七

(自然環境保全課) 三〇八

(同) 三〇八

(同) 三〇八

(同) 三〇〇

(業務水道課) 三〇一

(生活衛生課) 三〇二

(都市整備課) 三〇四

(建築指導課) 三〇四

(西濃農林事務所) 三〇五

告示

岐阜県告示第三百十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十六第一項の規定により次のとおり包括外部監査契約を締結したので、同条第五項の規定により告示する。

平成二十八年五月十三日

岐阜県知事 古田 肇

一 契約の始期 平成二十八年四月一日

二 費用の算定方法 基本費用、執務費用及び実費を合算した額

三 費用の支払方法 監査の結果に関する報告提出後に一括払（ただし、必要に応じて前金払をする。）

四 契約の相手方 住所 岐阜市熊野町二番地一

氏名 豊田 裕一

資格 公認会計士

岐阜県告示第三百十六号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項の規定により次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので告示する。

平成二十八年五月十三日

岐阜県知事 古田 肇

名称	代表者氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	取消年月日

株式会社小野モータース 小野 映一
岐阜市川部二丁目五一番地 平成二八・三・三一

岐阜県告示第三百十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年五月十三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年五月十三日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道	養老線	養老郡養老町下笠字中島四八二番一地从先から同郡同町同字同四八一番一地从先まで	前 後	七〇・二 九四・二	三三・〇 三三・〇	

岐阜県告示第三百十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年五月十三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年五月十三日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域又は決定年月日又は変更の告知）
県道	養老線	養老郡養老町下笠字中島四八二番一地从先から同郡同町同字同四八一番一地从先まで	三三・〇	平成二八・五・三	平成二八・五・三

岐阜県告示第三百十九号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十一年岐阜県告示第三百七十九号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十八年五月十三日

岐阜県知事 古田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
塔之洞1	関市塔之洞西ノ谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
塔之洞2	関市塔之洞西ノ谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県美濃土木事務所及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百二十号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十三年岐阜県告示第二百七十号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法

律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十八年五月十三日

岐阜県知事 古田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
舟洞	関市武芸川町谷口舟洞	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土整備部砂防課、岐阜県美濃土木事務所及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百二十一号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十五年岐阜県告示第十八号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十八年五月十三日

岐阜県知事 古田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
間吹3	関市中之保字上屋敷道上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土整備部砂防課、岐阜県美濃土木事務所及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百二十二号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十五年岐阜県告示第一百七十一号）のうち次の区域の

指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十八年五月十三日

岐阜県知事 古田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
市場1	関市洞戸市場字鎌倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土整備部砂防課、岐阜県美濃土木事務所及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百二十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十八年五月十三日

岐阜県知事 古田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
塔ノ洞	関市塔ノ洞字西之谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
舟洞	関市武芸川町谷口舟洞	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
間吹3	関市中之保字上屋敷道上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
市場1	関市洞戸市場字鎌倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土整備部砂防課、岐阜県美濃土木事務所

所及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第三百二十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十一年岐阜県告示第三百八十号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十八年五月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
塔之洞1	関市塔之洞西ノ谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
塔之洞2	関市塔之洞西ノ谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県美濃土木事務所及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百二十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十三年岐阜県告示第二百七十二号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十八年五月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県美濃土木事務所及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百二十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十五年岐阜県告示第二十一号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十八年五月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
舟洞	関市武芸川町谷口舟洞	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
間吹3	関市中之保字上屋敷道上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県美濃土木事務所及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百二十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十五年

岐阜県告示第百七十三号(のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十八年五月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

市場1	関市洞戸市場字鎌倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

(「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県美濃土木事務所及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第百二十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十八年五月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

塔ノ洞	関市塔ノ洞字西之谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
舟洞	関市武芸川町谷口字舟洞	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
間吹3	関市中之保字上屋敷道上工	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

(「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県美濃土木事務所及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第百二十九号

平成二十八年五月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

市場1	関市洞戸市場字鎌倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
竹折1	恵那市武並町竹折	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県恵那土木事務所及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第百三十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定(平成二十五年岐阜県告示第四百五十五号)のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十八年五月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課 岐阜県恵那土木事務所及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

竹折1	恵那市武並町竹折	区域の名称 区域の所在地	区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
		次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	

公 示

指定管理者の変更の届出に関する公示

岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年岐阜県条例第一号）第三条の二第四項の規定により、岐阜県飛騨・北アルプス自然文化センターの指定管理者である奥飛騨自然・文化協議会から変更の届出があったので、同条例第六条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十八年五月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 変更のあった事項

団体の代表者の氏名

（変更前）村山 浩一

（変更後）小林 正和

二 変更年月日

平成二十八年四月一日

平成二十八年度狩猟免許試験の実施

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）

以下「法」という。（第四十一条の規定による狩猟免許試験を次のとおり実施するので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）第五十一条第二項の規定により公示する。

平成二十八年五月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 狩猟免許の種類

免許の種類	使用できる猟具
網猟免許	網（むそつ網、はり網、つき網及びびなげ網）
わな猟免許	わな（くくりわな、はこわな、はこおとし及び囲いわな）
第一種銃猟免許	装薬銃（ライフル銃・散弾銃）及び空気銃（圧縮ガス銃を含む。）
第二種銃猟免許	空気銃（圧縮ガス銃を含む。）

二 試験の期日、場所等

次の期日及び場所において、午前九時から受付を開始し、午前九時三十分から試験を行います。

期日	場所	免許の種類	申請書の受付期間
平成二十八年七月九日（土）	飛騨・世界生活文化センター 高山市千島町九〇〇一	全て	平成二十八年六月十日（金）から同月二十四日（金）まで
平成二十八年八月十二日（金）	岐阜県可茂総合庁舎大会議室 美濃加茂市古井町下古井二六一〇一	全て	平成二十八年七月十五日（金）から同月二十九日（金）まで
平成二十八年九月十七日（土）	岐阜県揖斐総合庁舎大会議室 揖斐郡揖斐川町上南方一一	全て	平成二十八年八月十九日（金）から同年九月二日（金）まで
平成二十八年十一月十九日（土）	岐阜県恵那総合庁舎大会議室 恵那市長島町正家後田一〇六七七一	全て	平成二十八年十月二十一日（金）から同年十一月四日（金）まで

平成二十八年十二月八日(木)	岐阜県中濃総合庁舎大会議室 美濃市生桶一六二二二	わな猟のみ (木)から同月二十四日(木)まで
----------------	-----------------------------	---------------------------

三 受験資格

岐阜県内に住所を有する者で、試験日現在、網猟免許及びわな猟免許にあっては十八歳以上、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許にあっては二十歳以上の者で、法第四十条第二号から第六号の規定のいずれにも該当しない者

四 試験の内容

試験区分	内容
知識試験	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、鳥獣に関する知識並びに猟法に関する知識(狩猟免許を受け、その有効期間内に他種の狩猟免許を受けようとする者)以下「試験の一部免除者」という。)は、猟法に関する知識に限る。)
適性試験	視力、聴力及び運動能力
技能試験	知識試験の合格者を対象に、猟具の取扱い、鳥獣の判別及び距離の目測(網猟免許及びわな猟免許の受験者は、距離の目測を除く。)

五 試験の申請手続

1 申請書の入手

申請書は、岐阜県環境生活部岐阜地域環境室(以下「岐阜地域環境室」という。)又は各県事務所環境課で配布するほか、同部自然環境保全課(以下「自然環境保全課」という。)のホームページから入手することができます。

自然環境保全課のホームページのアドレス
<http://www.pref.gifu.jp/kurashi/kankyo/shizenhogo/c11265/syuryo.html>

2 申請書の提出

次の書類を、申請者の住所地を所管する岐阜地域環境室又は各県事務所環境課に提出してください。郵送する場合は、封筒の表に「狩猟免許申請書在中」と朱書き、必ず特定記録郵便又は簡易書留郵便にしてください。

(一) 狩猟免許試験申請書一通

申請書は、試験の種類ごとに提出が必要です。

(二) 写真一枚(二種類以上の免許を同時に受験する場合も一枚)

申請前六か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三・〇センチメートル、横二・四センチメートルの写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの(眼鏡等を使用して適性試験を受ける必要がある場合は、眼鏡等を着用した写真に限る。)

(三) 医師の診断書又は猟銃・空気銃所持許可証の写し一通

法第四十条第二号から第四号までに該当しないことを証する医師の診断書(申請前六か月以内に作成されたものに限る。)(又は銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第四条第一項第一号の規定による許可に係る許可証の写し(当該許可を現に受けている場合に限る。))

(四) 返信用封筒一通

長形三号の封筒に八十二円切手を貼り、宛先に申請者本人の住所、氏名及び郵便番号を明記してください。

3 手数料

申請書に次に掲げる額の岐阜県収入証紙を貼り付けてください(消印はしないでください。)

試験の一部免除者	三千九百円(二種類につき)
その他の者	五千二百円(二種類につき)

4 受付時間

申請書の受付時間は、午前八時三十分から午後五時十五分までです(土曜日、日曜日及び祝日を除く)。郵送の場合は、申請書の受付期間の最終日必着です。

なお、申請書の受付期間終了後、受けようとする免許の種類及び場所の変更並びに手数料の返還はできません。

六 合格発表

合格発表は、試験日当日に試験会場にて行います。(狩猟免許は、後日、住所地を所管する岐阜地域環境室又は各県事務所環境課にて交付します。)

七 試験結果の提供

受験者本人に限り、合格発表の日の翌々日から一か月間岐阜県個人情報総合窓口(岐阜県庁二階、電話〇五八二二七一―二三八)及び各県事務所の窓口で提供しま

す。その際、受験票及び運転免許証等写真により本人と確認できる身分証明書を持参してください。提供する試験結果の内容は、知識試験の得点及び技能試験の科目別減点です。

八 その他

この試験についての詳細は、自然環境保全課（電話〇五八 二七二 八三三）、岐阜地域環境室又は各県事務所環境課へ問い合わせてください。

平成二十八年年度狩猟免許の更新のための試験及び講習の実施

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第五十一条第二項に規定する狩猟免許の更新のための試験及び同条第四項に規定する講習を次のとおり実施するので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）第五十九条第二項において準用する同令第五十一条第二項の規定により公示する。

平成二十八年五月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 対象者

平成二十五年中に狩猟免許を取得し、又は更新し、平成二十八年九月十四日に免許の有効期間が満了する者。この場合において、有効期間の満了する日が異なる他の狩猟免許を有するときは、当該免許も繰り上げて更新することができます。

二 試験及び講習の期日、場所等

次の期日及び場所において、午前八時三十分から受付を開始し、午前九時から試験及び講習を行います。原則として、対象者の住所地ごとに指定された期日に受けてください。ただし、やむを得ない理由がある場合は、他の期日に受けることができますので、申請書提出の際に申し出てください。

対象者	期日	場所	申請書の受付期間
郡上市に住所を有する者	平成二十八年六月三十日（木）	岐阜県郡上総合庁舎 大会議室 郡上市八幡町初音一七二七二	平成二十八年六月二日（木）から同月十六日（木）まで

美濃加茂市、可児市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村又は御嵩町に住所を有する者	平成二十八年七月七日（木）	岐阜県可茂総合庁舎 大会議室 美濃加茂市古井町下古井二六一〇一	平成二十八年六月九日（木）から同月二十三日（木）まで
中津川市又は恵那市に住所を有する者	平成二十八年七月十三日（水）	岐阜県恵那総合庁舎 大会議室 恵那市長島町正家後田一〇六七 七一	平成二十八年六月十五日（水）から同月二十九日（水）まで
多治見市、瑞浪市又は土岐市に住所を有する者	平成二十八年七月二十五日（月）	岐阜県東濃西部総合庁舎 大会議室 多治見市上野町五六一 一	平成二十八年六月二十七日（月）から同年七月十一日（月）まで
大垣市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町又は池田町に住所を有する者	平成二十八年七月二十八日（木）	岐阜県西濃総合庁舎 大会議室 大垣市江崎町四二二 三	平成二十八年六月三十日（木）から同年七月十四日（木）まで
高山市、飛騨市、下呂市又は白川村に住所を有する者	平成二十八年八月二十六日（金）	岐阜県飛騨総合庁舎 大会議室 高山市上岡本町七四六八	平成二十八年七月二十九日（金）から同年八月十二日（金）まで
美濃市又は関市に住所を有する者	平成二十八年九月二日（金）	岐阜県中濃総合庁舎 大会議室 美濃市生櫛一六二二 二	平成二十八年八月五日（金）から同月九日（金）まで
岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町又は北方町に住所を有する者	平成二十八年九月十四日（水）	岐阜県庁大会議室 岐阜市数田南一 一	平成二十八年八月十七日（水）から同月三十一日（水）まで

有する者

三 試験及び講習の内容

1 試験

適性試験（視力、聴力及び運動能力）

2 講習

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令等

四 申請手続

1 申請書の入手

申請書は、岐阜県環境生活部岐阜地域環境室（以下「岐阜地域環境室」という。）又は各県事務所環境課で配布するほか、岐阜県環境生活部自然環境保全課（以下「自然環境保全課」という。）のホームページから入手することができます。自然環境保全課のホームページのアドレス
<http://www.pref.gifu.lg.jp/curashi/kankyō/shizenhogo/c11265/syuryo.html>

2 申請書の提出

次の書類を、申請者の住所地を所管する岐阜地域環境室又は各県事務所環境課に提出してください。郵送する場合は、封筒の表に「狩猟免許更新申請書在中」と朱書きし、必ず特定記録郵便又は簡易書留郵便にしてください。

(一) 狩猟免許更新申請書一通

複数の免許を更新する場合は、免許の種類ごとに提出が必要です。

(二) 写真一枚（複数の免許を同時に更新する場合も一枚）

申請前六か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三・〇センチメートル、横二・四センチメートルの写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの（眼鏡等を使用して適性試験を受ける必要がある場合は、眼鏡等を着用した写真に限る。）

(三) 医師の診断書又は猟銃・空気銃所持許可証の写し一通

法第四十条第二号から第四号までに該当しないことを証する医師の診断書（申請前六か月以内に作成されたものに限る。）又は銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による許可に係る許可証の写し（当該許可を現に受けている場合に限る。）

(四) 返信用封筒一通

長形三号の封筒に八十二円切手を貼り、宛先に申請者本人の住所、氏名及び郵便番号を明記してください。

(五) 狩猟免許（更新に係る種類の免許）

3 手数料

申請書に二千九百円分の岐阜県収入証紙を貼り付けてください（消印はしないでください）。なお、複数の免許を更新する場合は、免許の種類ごとに手数料が必要です。

4 受付時間

申請書の受付時間は、午前八時三十分から午後五時十五分までです（土曜日、日曜日及び祝日を除く）。郵送の場合は、申請書の受付期間の最終日必着です。なお、申請書の受付期間終了後、場所の変更及び手数料の返還はできません。

5 その他

この試験及び講習についての詳細は、自然環境保全課（電話〇五八 二七二 八二 三二）、岐阜地域環境室又は各県事務所環境課へ問い合わせてください。

登録販売者試験の実施

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四十五号）第三十六条の八第一項の規定により登録販売者試験を次のとおり実施するので、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第百五十九条の四第二項の規定により公示する。

平成二十八年五月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 試験の日時

平成二十八年九月七日（水）午後零時三十分から午後五時十五分まで

二 試験の場所

大垣市北方町五丁目五〇番地 岐阜経済大学

三 試験科目

1 医薬品に共通する特性と基本的な知識

2 人体の働きと医薬品

- 3 主な医薬品とその作用
- 4 薬事に関する法規と制度
- 5 医薬品の適正使用と安全対策
- 四 出願書類
 - 1 受験願書（氏名の記載に当たっては、本人の署名によること。）
 - 2 写真（出願前三箇月以内に正面から撮影した上半身、無帽、無背景の縦の長さ四・五センチメートル、横の長さ三・五センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び生年月日を記載したもの）
- なお、受験願書等の書類は、県保健所（保健所に置かれる事務所を含む。以下同じ。）及び岐阜県健康福祉部業務水道課で、平成二十八年五月十三日（金）から配布します。
- 五 受験手数料
 - 一万五千元に相当する額の岐阜県収入証紙を受験願書に貼り付け、納入してください（消印しないこと。）。
- 六 願書受付期間
 - 平成二十八年六月十三日（月）から同月二十四日（金）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで（ただし、土曜日及び日曜日を除く。）
- 七 願書受付場所
 - 1 県保健所
 - 2 岐阜県健康福祉部業務水道課
- 八 受験票の送付
 - 受験者に対して、平成二十八年九月二日（金）までに岐阜県健康福祉部業務水道課から受験票を送付します。
- 九 合格発表
 - 平成二十八年十月二十一日（金）午前十時
- 試験合格者の受験番号を県庁及び県保健所の掲示板並びに岐阜県庁ホームページに掲示するほか、合格者には合格証を送付します。
- 岐阜県庁ホームページ（業務水道課）
<http://www.pref.gifu.lg.jp/kenko-fukushi/yaku-eisei-kansen/yakuji/yakkyoku-hamba/>
- 十 試験結果の提供

- 登録販売者試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供します。
- 1 提供する試験結果
 - 登録販売者試験の総合得点及び科目別得点
- 2 提供期間
 - 平成二十八年十月二十一日（金）から同年十一月十八日（金）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
 - 午前八時三十分から午後五時十五分まで（ただし、平成二十八年十月二十一日（金）にあつては、午前十時から午後五時十五分まで）
- 3 提供する場所
 - 情報公開・個人情報総合窓口（県庁二階）及び県保健所の特別窓口
- 4 提供を受けるために必要な書類
 - 試験結果の提供を受けるためには、本人確認ができる次の書類が必要です。
 - (一) 受験票
 - (二) 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受験者本人であることを確認できる書類のうちいずれか一つ
- 十一 問合せ先
 - 岐阜県健康福祉部業務水道課（電話〇五八 二七二 一一一内線二五八五）
 - 岐阜県保健所生活衛生課（電話 五八 三八 三 三）
 - 岐阜県保健所本巢・山県センター生活衛生課（電話 五八 二二三 七二六八）
 - 西濃保健所生活衛生課（電話 五八四 七三 一一一内線二六八）
 - 西濃保健所揖斐センター生活衛生課（電話 五八五 二二三 一一一内線二六二）
 - 西濃保健所生活衛生課（電話 五七五 三三三 四 一一一内線三五七）
 - 関保健所生活衛生課（電話 五七五 三三三 四 一一一内線三五七）
 - 関保健所郡上センター生活衛生課（電話 五七五 六七 一一一内線三五二）
 - 可茂保健所生活衛生課（電話 五七四 二五 三一一内線三五三）
 - 東濃保健所生活衛生課（電話 五七二 一一一 一一一内線三五七）
 - 恵那保健所生活衛生課（電話 五七三 二六 一一一内線二五六）
 - 飛騨保健所生活衛生課（電話 五七七 三三三 一一一内線三三二）
 - 飛騨保健所下呂センター生活衛生課（電話 五七六 五二 三一一内線三五三）
- 平成二十八年製菓衛生師試験の実施
- 製菓衛生師法（昭和四十一年法律第百十五号）第四条第一項の規定により、次のとお

り製菓衛生師試験を実施します。

平成二十八年五月十三日

岐阜県知事 古田 肇

一 試験日時

平成二十八年九月九日(金) 午後二時から

二 試験場所

岐阜市鶴舞町二丁目六番地七
ワークプラザ岐阜

三 試験科目

- 1 衛生法規
- 2 公衆衛生学
- 3 食品学
- 4 食品衛生学
- 5 栄養学
- 6 製菓理論及び実技

四 受験資格

次のいずれかに該当する者

- 1 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十七条に規定する者であつて、製菓衛生師法第五条第一号の規定により指定を受けた製菓衛生師養成施設において一年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの
- 2 学校教育法第五十七条に規定する者であつて、一年以上菓子製造業に従事したも

の

五 受験手続

- 1 受験願書等配布期間
平成二十八年六月三日(金)から同年七月一日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前九時から午後五時まで
- 2 受験願書受付期間
平成二十八年六月二十七日(月)から同年七月一日(金)までの午前九時から午後五時まで

なお、郵送による受験申込みは、平成二十八年六月二十七日(月)から同年七月一日(金)までの消印のあるものに限り受け付けます。

3 受験願書の配布場所及び受付場所

県保健所(保健所に置かれる事務所を含む。以下同じ。)、岐阜市保健所及び岐阜県健康福祉部生活衛生課

なお、郵送により受験願書等を提出する場合は、書留又は簡易書留とし、「製菓衛生師試験願書在中」と朱書きして、岐阜県健康福祉部生活衛生課(〒五〇〇八五七〇 岐阜市数田南二丁目一番一号)に送付してください。

4 提出書類

- (一) 受験願書 一通
 - (二) 履歴書 一通
 - (三) 学校教育法第五十七条に規定する者であることを証明する書類 一通
 - (四) 製菓衛生師法第五条第一号の規定により指定を受けた製菓衛生師養成施設の卒業證書の写し(原本を持参すること。若しくは卒業証明書又は菓子製造業従事証明書 一通)
 - (五) 写真(出願前六か月以内に、正面から撮影した縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルのもので脱帽、上半身、無背景のもの。裏面に撮影年月日及び氏名を記載すること。) 一枚
 - (六) 菓子製造(一級又は二級)に係る技能検定合格證書の写し(製菓衛生師試験基準(平成十二年厚生省告示第二百七十号)第三項の規定により、試験の一部について免除を受けようとする場合に限る。原本を持参すること。) 一通
- 六 受験手数料
九千四百円に相当する額の岐阜県収入証紙を受験願書に貼り付け、納付してください(消印しないこと)。
- 七 合格発表
平成二十八年十月七日(金) 午前十時
県庁、県保健所及び岐阜市保健所の掲示板に掲示するほか、合格者には合格證書を送付します。
- 八 試験結果の提供
また、同日、岐阜県ホームページにも合格者の受験番号を掲載します。
製菓衛生師試験の結果については、次のとおり受験者に提供します。

1 提供する試験結果

製菓衛生師試験の総合得点及び科目別得点

2 提供期間

合格発表の日から一か月間

3 提供する場所

個人情報総合窓口（県庁二階。電話〇五八 二七二 一一一 内線二二九六）及び県保健所特別窓口

4 提供を受けるために必要な書類等

試験結果の提供を受けるためには、本人確認のできる次の書類等が必要です。

(一) 受験票

(二) 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受験者本人であることを確認できる書類のうちいずれか一つ

九 その他

1 受験手数料は、申込みを取り消した場合でも返還できません。

2 詳細については、県保健所、岐阜市保健所又は岐阜県健康福祉部生活衛生課（電話〇五八 二七二 一一一 内線二五六七）に問い合わせてください。

市街地再開発組合の事業計画の変更認可

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定により、次の市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定により読み替えて準用する同法第十九条第一項の規定により公示する。

平成二十八年五月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 市街地再開発組合の名称

岐阜駅東地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十六年七月十八日から
平成三十一年三月三十一日まで

三 施行地区

事業計画書において表示するとおり

四 事務所の所在地

岐阜市西玉宮町二丁目六番地

五 設立認可の年月日

平成二十六年七月十八日

六 変更の内容

設計の概要及び資金計画（事業計画書において表示するとおり）

七 変更認可の年月日

平成二十八年五月十三日

建築基準法に規定する用途地域の指定のない区域内で定める事項の区域区分の変更の縦覧

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）に基づき次に掲げる事項の区域区分の変更をしますので、次のとおり案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該案について、縦覧期間満了の日までに岐阜県に意見書を提出することができる。

平成二十八年五月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 用途地域の指定のない区域内で定める事項

1 法第五十二条第一項第七号に規定する容積率の限度

2 法第五十二条第二項第三号に規定する前面道路の幅員が十二メートル未満である建築物の容積率の限度

3 法第五十三条第一項第六号に規定する建ぺい率の限度

4 法第五十六条第一項第二号二に規定する隣地境界線からの距離に対する建築物の高さの限度

5 法別表第三五の項（の欄）に規定する前面道路からの距離に対する建築物の高さの限度

二 区域区分の変更を行う市

土岐市

三 区域区分の変更を行う土地の区域

計画図書において表示する区域

四 案の縦覧場所

岐阜県都市建築部建築指導課及び土岐市建設部都市計画課

五 縦覧期間

平成二十八年五月十三日から同月二十七日まで

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十八年五月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区名	退任年月日	役名	氏名	住 所
中須川土地改良区	平成二四・三・二七	理事	坂 芳雄	安八郡安八町中一五三番地の一
同	同	同	古澤善彦	同 八四三番地
同	同	同	土岐正弘	同 一一二番地
同	同	同	堀 論	同 東結一六八七番地
同	同	同	榎原宏行	同 氷取一一七七番地
同	同	同	高木定夫	同 大野六〇九番地
同	同	同	堀 知靖	同 西結一五七六番地
同	同	同	河合重則	同 北今ヶ淵八三番地の一

就任した役員

土地改良区名	就任年月日	役名	氏名	住 所
同	同	同	同	同
同	同	同	同	同
同	同	同	同	同
同	同	同	同	同
同	同	同	同	同
同	同	同	同	同
同	同	同	同	同
同	同	同	同	同

中須川土地改良区	平成二四・三・二八	理事	堀 知靖	安八郡安八町西結一五七六番地
同	同	同	古澤善彦	同 八四三番地
同	同	同	岡田宇平	同 東結六七五番地
同	同	同	西松領一	同 南條二九五番地
同	同	同	榎原宏行	同 氷取一一七七番地
同	同	同	浅野英雄	同 中一六〇四番地
同	同	同	河合重則	同 北今ヶ淵八三番地の一
同	同	同	榎橋俊彦	同 東結一一〇五番地

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十八年五月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区名	退任年月日	役名	氏名	住 所
田鶴境土地改良区	平成二六・三・三三	理事	志水茂	海津市南濃町田鶴六〇〇番
同	同	同	浅野吉嗣	同 一七五番地
同	同	同	伊藤隆夫	同 三三八番地
同	同	同	安達富	同 田鶴三三〇番地の一
同	同	同	古川和樹	同 田鶴五四八番地
同	同	同	鷲野元彦	同 田鶴五九五番地
同	同	同	伊藤秀昭	同 田鶴五八三番地
同	同	同	伊藤良美	同 境八番地

